

学校の一人1台PC(Chromebook)の破損や紛失の対応について

令和5年3月30日

福津市教育委員会

福津市立小中学校では、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想実現に向けて、児童生徒一人ひとりに学習用PCとしてChromebookを学習活動で活用しています。

学校では、子供たちに対して、Chromebookの適切な使い方やルールを指導していますが、今後、持ち帰りによって家庭や登下校中における破損・汚損や紛失のリスクが想定されます。

つきましては、破損または紛失した場合の状況によって、次のとおり保護者の責任による現状復旧をしていただきますのでご理解ください。

なお、万が一破損・汚損や紛失が発生した場合、すみやかに学校への連絡と状況説明をお願いいたします。

【保護者の責任による現状復旧をしていただく場合】

学校内及び学校外での使用に関わらず、Chromebookを故意または過失で破損・汚損、紛失した場合。

(故意または過失の例)

- ・Chromebookの上に乗る、放り投げる、水に沈める等により破損・汚損した場合。
- ・登下校中にChromebookを置き忘れて紛失した場合。
- ・自宅や学校以外の場所へChromebookを持ち出して破損・汚損、紛失した場合。等

【任意保険の加入について】

保護者による現状復旧の責任が生じた場合に備えて、受託品賠償責任補償(他人(学校)から預かった物を破損した場合等で損害賠償責任が生じた際に保険金が支払われるもの)が含まれている保険への加入をご検討ください。なお、故意の場合を含め、保険金が支払われない場合がありますので、保障内容や保険金の支払基準等については各保険会社へご確認ください。

また、ご家庭によっては、既に任意で加入されている保険(自動車保険、火災保険、傷害保険等)が破損・汚損、紛失等に対応している場合もありますので、保障内容や保険金の支払基準等について各保険会社へご確認ください。

なお、学校を通じて案内している保険は次のとおりです。

保険名	小中学生総合保障制度(子ども総合保険)
問い合わせ先	株式会社コーリン(福岡県PTA連合会保障制度事務局)
電話番号	0120-228-553

ICT機器を活用した学習について

「学校の一人 1 台 P C (Chromebook)の持ち帰りに関する Q & A」

令和 3 年 9 月

福津市教育委員会

Q1 : 学校の一人 1 台 PC(Chromebook)は個人への支給ですか？

A1 : いいえ。Chromebook は、学校備品であり、学習活動のために児童生徒へ貸与しているものです。卒業まで、その学校の Chromebook を使用し、転出時、卒業時に学校へ返却します。

※この Q&A 中の「Chromebook」には、付属品(充電用 AC アダプター等)を含みます。

Q2 : 学校の Chromebook や学校で配布されたアカウントは何にでも使っていいですか？

A2 : いいえ。Chromebook や学校で配布されたアカウントは「学習用」として貸与・付与され、学習を深めるために「公的な使い方」を意識して使い、私的な利用は禁止しています。使用時間や閲覧内容は記録が残り、随時チェックしたり、必要に応じて管理できるようになっています。

Q3 : Chromebook は、必ず全ての家庭で持ち帰って使わなければいけませんか？

A3 : いいえ。ご家庭に学校で付与されたアカウントを利用できる PC、タブレット等の端末（インターネットに繋がっている）がある場合には、必ずしも学校の Chromebook を持ち帰る必要はありません。

なお、ご家庭の PC 等端末を利用する場合には、セキュリティ、OS 及びアプリケーションを含めすべてのソフトウェアを最新に更新にして、子供が安全に利用できる状態にしてご活用ください。

Q4 : 学習端末はインターネット環境が無い家庭でも使用できますか？また、新たにインターネットを契約する必要がありますか？

A4 : いいえ。福津市が導入している Chromebook は、Wi-Fi(無線 LAN)でインターネットに接続して使う端末です。すでにインターネット環境がある家庭では、新たな契約をする必要はありません。

インターネット環境がある家庭については、持ち帰った Chromebook が接続できるよう Wi-Fi 設定方法について別途お知らせしていきます。

インターネット環境の無い家庭や環境の整備が難しい家庭については、福津市教育委員会よりモバイル Wi-Fi ルーター機器を貸与できるよう、現在準備を進めています。準備が整いましたら改めてお知らせします。なお、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与にあたって、通信費は家庭の負担となります。

Q5 : Chromebook の充電は家庭でするのでしょうか？

A5 : いいえ。基本的には学校の充電保管庫（電源キャビネット）で充電します。ただし、臨時休業等の際には、充電器を持ち帰って、バッテリー残量によって随時家庭で充電してください。なお、その際の電気料金についてはご家庭で負担していただきます。

Q6 : 子供がインターネット上の不適切なサイトにアクセスしたり、SNS を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、対策はどうなっていますか？

A6 : 学校の Chromebook には、児童生徒が安心して使えるように不適切なサイトや SNS へのアクセスを制限するフィルタリングソフト (デジタルアーツ社 i-FILTER) を導入しています。また、学習に不要な機能については使用制限をかけています。

同時に、情報機器を安全に利用しながら生活を便利にしていく力を子供に身に付けさせるための情報モラル・セキュリティ教育を行うことも大切です。「責任を持って使うこと」「自分のこと、周りのことを考え使うこと」を学校でも指導しています。ご家庭でも自分の安全や健康を守り、他者の人権を大切に活用していくお声掛けをお願いします。

なお、違法・不適切な使用をしていないか、児童生徒の ICT 機器を確認したり、インターネット上で児童生徒アカウントの使用履歴や閲覧履歴をチェックしたりすることもあります。あくまでも学習のための Chromebook ですのでご理解ください。

Q7 : Chromebook は旅行に持って行ったり、友達の家に行って行ったりしてもよいですか？

A7 : いいえ。学校の Chromebook は、学習を目的としての使用のみとし、学校と自宅で使うこととします。Chromebook だけでなく、学校で配布されたアカウントに関しても、市街の無料 Wi-Fi サービスにつないで利用すること、インターネットカフェやホテル等の外部施設の端末で利用することは、セキュリティ上、控えてください。

Q8 : Chromebook が破損・汚損した場合はどのように対応すればよいですか？

A8 : 破損・汚損した際には、速やかに学校にお知らせください。いつ、どこで、どのようにして起こったのか、詳細を報告してください。学校と市教育委員会で対応を決めて、修理が必要な場合は、メーカーに修理に出し、交換機の貸与を行います。

Q9 : Chromebook を壊してしまった場合の費用負担はどうなるのでしょうか？

A9 : 通常使用の範囲であれば、修理費用は市教育委員会が負担します。ただし、故意や過失による破損等の場合(学校があらかじめ児童生徒に指導する使い方のルールに違反したことによって起こった事故の場合)は、児童生徒(保護者)の負担になります。

Q10 : Chromebook を紛失した場合、盗難に遭った場合にはどうすればいいですか？

A10 : 紛失・盗難にあった場合は、速やかに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書を取るなどの手続きが必要です。いつ、どこで、どのようにして起こったのか、詳細を報告してください。

なお、紛失・盗難が起こった事由によっては、児童生徒 (保護者) 負担により原状復旧をしていただくこととなります。

Q11 : Chromebook は家族が使用してもよいですか？

A11 : いいえ。Chromebook は、児童生徒が学習のために使用するために貸与されるものであり、児童生徒本人以外は使用できません。

Q12 : Chromebook を家庭でどのように使用するのですか？

A12 : 例えば次のような使い方を想定しています。

- ①Chromebook オンライン会議システム (Google meet) を使い、先生と子供がオンライン上でコミュニケーションをとることです。双方向のやりとりが可能です。
 - ②先生が、オンラインで学習課題 (宿題を含む) を配付し、子供がオンラインで回答し、提出するなどです。家庭での予習や復習が、次の日の学習に生かされます。
 - ③家庭でデジタルドリル (AI ドリル) に取り組むことです。自分に合った内容やペースで学習を進めることができます。
- ※臨時休業等の緊急時においても、子供の学びを継続させるためのツールとして活用できます。

Q13 : Chromebook には、どのようなアプリケーションが入っていますか？

A13 : 令和 3 年度は、Google work space for Education というアプリを導入しています。

これらのアプリは児童生徒一人一人に応じた学習や、他者と協働して課題を解決するための学習を支えるアプリケーションです。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用できます。

Q14 : Chromebook で YouTube の視聴はできるのでしょうか？

A14 : はい。時間による使用制限はできません。なお、学習用として学校から各児童生徒へ配布しているアカウントでは、g メール、チャット機能は使用できないよう制限しています。

長時間連続した使用や学習に関係の無いサイトの閲覧については、使用上の決まりやルールとして禁止することを学校では指導しています。家庭内においても、決まりやルールの徹底について指導、管理していただくようご協力をお願いします。

学校と家庭をつなぐ ICT 機器の活用に関する留意事項

令和 3 年 9 月 3 日

福津市教育委員会

学校の Chromebook や児童生徒一人ひとりに配付されたアカウントは、「学習用」として貸与・付与されているものです。学校から指示のない使い方（私的な使用を含む）は、決してしないでください。

1、学習における留意事項

ICT 機器を活用した学習を実施する上で、学校で児童生徒に対して、以下のとおり決まりやルールについて指導しています。家庭でも同様に指導してください。

(1) 個人情報の保護について

- ・写真を撮ったり、音声や映像を録音・録画したりする時は、相手の許可（肖像権等）を得てください。
- ・配信された音声や画像については録音録画ならびに SNS 等での再配信はしないでください。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しないでください。

(2) 人権侵害について

- ・インターネット上で相手を傷つけたり、不快感を与えたりするようなことをしないでください。

(3) 著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重するとともに、使用する時には許可を得てください。

(4) 安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルールやマナーについて

- ・インターネットで不適切なサイトの閲覧や他人を誹謗中傷する投稿を行わないでください。
- ※Chromebook については、フィルタリングソフト（デジタルアーツ社 i-FILTER）を適用しています。
- ・学習に関係のないサイトに対する閲覧・利用・写真や動画の配信は行わないでください。
- ・アカウント名やパスワードが外部へ流出することがないよう、適切に管理してください。
- ・不正にアクセスする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為等を行わないでください。
- ・学校の許可なしに、USB メモリなどの外部装置や周辺機器への接続を行わないでください。

(5) 健康面について

- ・健康面に留意するため、使用時間を決め、正しい姿勢で使用し、長時間連続して使用することがないように気を付けてください。

例) 30cm 以上目を離す。30 分に 1 回はタブレットから目を離す。寝る 1 時間前は使用しない等

2、学校の Chromebook の持ち帰りにおける留意事項

(1) インターネットへの接続について

- ・家庭における Chromebook のインターネットへ接続 (Wi-Fi に接続する初期設定等) にあたっては、保護者の方の協力をお願いします。

(2) 学校の Chromebook を家庭へ持ち帰った際の注意事項

- ・児童生徒 (以下、「使用者」という) が持ち帰る Chromebook (充電器を含む) について、適切な保管及び維持管理、使用者への使用管理について責任をもって行ってください。
- ・持ち帰った Chromebook を使用者以外に使用させないでください。
- ・学校が使用者の検索履歴や使用状況等を管理・監督することについて了解してください。
- ・Chromebook に不具合等が生じたり、破損・汚損又は紛失したりした場合には、速やかに学校へ報告してください。
- ・学校の許可なく、端末に対して音声、画像、動画、ソフトウェア、アプリケーション等のダウンロードを行ったり、インストール及びアンインストールしたりしないでください。
- ・使用者に Chromebook へ個人情報等重要データを保存させないでください。
- ・Chromebook を利用する権利を他人に譲渡、売却又は転貸しないでください。
- ・Chromebook の目的外使用により生じた損害については、その全てを負担してください。
- ・Chromebook の使用にあたり、使用者の責に帰すべき理由により、学校又は第三者へ損害が生じた場合には、その損害を賠償してください。
- ・Chromebook は、学校が示す期日までに返却してください。
- ・その他学校から Chromebook の管理にあたり必要な指示があった場合はその指示に従ってください。

(3) 費用負担について

家庭において ICT 機器を活用した学習にかかる通信費 (Wi-Fi 等通信機器の設置及び維持費用を含む)、電気料金 (充電等にかかる費用) 等は、保護者の責任と費用負担で行ってください。

3、持ち帰った Chromebook の破損・汚損、紛失等について

Chromebook を破損・汚損、紛失したことにより、正常な状態で使用継続ならびに返却できない場合は、その事由について、すみやかに学校へ報告してください。

- ・学校を通じて修理の手配を行うため、個人での修理はしないでください。
- ・故意または過失による破損・汚損、紛失については、保護者が費用を負担してください。
- ・紛失や盗難の被害に遭った場合は、必ず警察に届け出て、受理証明書を学校へ提出してください。

4、お問い合わせについて

学校から指示があった学習や教材に関する質問は、学校へ問い合わせてください。